

生徒心得

—よりよい高校生活のために—

- 向上 (常に向上心をもとう。)
- 自律 (自律ある理性を失わずに。)
- 愛情 (自己を愛する以上に他人を、公共物を大事にしたい。)

1. 通学について

1. 通学の際は、本校所定の制服を着用し、身分証明書・生徒手帳は常に携帯する。
2. 8時30分までにH Rに入るようにする。
3. 通学途上にあつては交通道徳を守り、危険防止につとめ、乗り物を利用して通学する時は、他の人に迷惑をかけるようなことはしない。又、定期券の貸借や乗車券の不正使用等は絶対に行わない。
4. 自転車通学をしたい場合には、学校所定の届けを提出し許可を受け、通学用自転車にステッカーを貼付する。
 - (ア) 自転車通学では、右側通行、2人乗車、並列進行、傘差し運転(雨天時にはカッパ着用)、信号無視、夜間の無燈火乗車等はしない。もし、違反等があった場合は、許可を取り消すこともある。
 - (イ) 自転車通学者は自転車保険に加入するようにする。
 - (ウ) 自転車通学者は事故に充分注意を払い加害者、被害者にならないようにする。もし、事故が発生した場合、直ちに学校及び最寄の警察(派出所)に連絡をする。
5. 原付、自動二輪車、四輪車による通学は認めない。

6. 下校時刻を厳守する。
 一般生徒 午後5時 完全下校
 部活動生徒 午後7時 完全下校
2. 服装について
1. 服装はすべてフォーマルで質素、清潔を旨とする。
 2. 制服は、学校指定業者のもの（男子：詰襟学生服・スラックス、女子：ブレザー・スカートもしくはスラックス・ネクタイ）を着用する。変形や改造、加工したものを着用しない。
 3. 時季に応じて次のように着用する。
 冬季（10月1日～翌年5月31日）
 男子：詰襟学生服・スラックス・白無地ワイシャツ
 女子：ブレザー・スカートもしくはスラックス・ネクタイ・白無地ワイシャツ
 (ア) 男女とも左襟に校章をつける。
 (イ) 防寒のためのコート類は華美でないものとし、黒または濃紺で標準的な型（Pコート、ダブルコート等）のものを着用する。
 (ウ) 防寒のため上衣内に着用するベスト、セーター、カーディガン等は、無地で紺、黒、グレー、茶、ベージュ、白のもので、ネクタイをした際にその結び目が見える形状のものとし、パーカーなどを着用しない。
 夏季（6月1日～9月30日）
 男子：スラックス・左袖部分に校章がプリントされた白無地ワイシャツ
 女子：スカートもしくはスラックス・左袖部分に校章がプリントされた白無地ワイシャツ

- (ア) 男女とも、ベストを着用してもよい。そのベストは無地で紺、黒、グレー、茶、ベージュ、白で、ネクタイをした際にその結び目が見える形状のものとする。
- (イ) 女子のネクタイはしなくてもよい。
 冬季及び夏季制服の着用については上記の期間を原則とするが、気候や体調に応じて柔軟に選択できるものとする。
4. 通学は革靴か運動靴とし、サンダルなどのかかと部分がないものを使用しない。校内では、学校指定の学年ごとの色別で、氏名が記入された上履と体育館履を使用する。
 5. 靴下は無地で紺、黒、白とし、レッグウォーマー、ニーハイソックス、ルーズソックスは着用しない。冬季は防寒のため黒のストッキングを着用してもよい。
 6. 髪は、男女とも高校生にふさわしく清楚にする。パーマ、カール、染色、脱色、つけ毛などはしない。
 7. ピアス・ネックレス・指輪等の装飾品や化粧、マニキュア、カラーコンタクトレンズなどはしない。
 8. 登下校や校内生活においては制服を着用することを原則とする。部活動で統一したチームウェア等での登下校が許可された部活動生徒が、休業日等部活動のため登下校する場合は、許可されたものを着用する。
3. 校内生活について
1. 公共物は大切にとりあつかい、あやまって破損した場合は、すみやかにHR担任に届け出る。
 2. 欠席、遅刻、早退、欠課、登校後の外出等について

- ては、HR 担任に届け出る。
3. 休業日に登校する場合は、その旨を関係職員に届け出、原則として制服で登校する。
 4. 次の事項は必ず所定の順、届けを提出する。
 - (ア) 集会、合宿、校外行事等
 - (イ) 校舎、諸施設、備品等の使用
 - (ウ) 掲示物、印刷物等の刊行、配布
 - (エ) 生徒間での金銭、物品等の貸借、徴集
 - (オ) 校内での火気の使用
 - (カ) 私的旅行
(ただし、生徒(友人も含む) 同士の場合のみとし、冬山登山は禁止とする。)

4. アルバイトについて

学業・特別活動等に積極的に取り組み、充実した高校生活を送るために、アルバイトはしないほうが望ましいと考える。しかし学費補助や進学費用補助のため、保護者が承諾しており、勤務にあたって法規上問題なければやむを得ない。アルバイトは届出制とする。

1. 届出方法

- (ア) 勤務する前に届け出る。
- (イ) 所定の用紙(様式)に必要事項を記入して、保護者の自署、捺印のうえ担任に提出する。
- (ウ) 勤務が年度を越えて継続中であっても届出は毎年度ごとに行う。
- (エ) 長期休業中に短期で行う場合など休業に入る前に届け出る。

2. 原則

労働基準法など各種法規に則って行わなければならない。特に次の原則の範囲内で行うものとする。

- (ア) 1日の就労時間は8時間以内
- (イ) 夜は8時まで
- (ウ) 夏季休業中は4週間以内

3. 禁止

- (ア) 泊を伴うもの
- (イ) 危険な場所・作業内容
- (ウ) 風紀上好ましくないもの。(アルコール類の提供が主・ゲームセンター・娯楽関係など)

【労働基準法では未成年者の、危険又は有害な業務は就業が制限されたり禁止されている】

4. 次の場合はアルバイト届を受理しない場合がある。
 - (ア) 基本的な生活習慣の乱れ、学業成績不振が見られた場合

- (イ) アルバイトに関して問題行動が見られた場合
- (ウ) 3の禁止事項に触れている場合

5. 自然災害等により登校が困難な場合の対応について

1. 午前6時30分の時点で次の①から③のような場合には、自宅待機又は臨時休業とすることがあります。
 - ① 大雪、大雨、洪水、暴風等の警報が発令されていて、JR常磐線又は東武野田線が運行を停止している。
 - ② JR常磐線又は東武野田線でストライキが実施されている。
 - ③ 自然災害等により、多数の生徒が安全に登校することができない。
2. 自宅待機又は臨時休業とする場合には、午前6時30分に本校の公式ホームページに連絡事項をUPするとともに、スクールメールで連絡します。(この

方法で情報を得ることができない生徒は、事前に担任と相談しておくこと。

3. 上記2以外の場合には、原則として平常授業であるが、交通機関の遅延や運行停止等による遅刻(欠席)は公欠扱いとするので、安全に留意して登校してください。
4. 前日までに自然災害やストライキ等が予測される場合には、事前に当日の対応を指示することもあります。

<千葉県立柏高等学校公式ホームページの閲覧方法>
URL「<http://www.chiba-c.ed.jp/kashiwa-h/>」を
直接入力するか、検索サイトに「柏高校」と入力する。

6. 運転免許の取得について

1. 原則として在学中の各種運転免許の取得は許可しない。
2. 3年生の進路決定者については、次の条件で普通自動車運転免許取得のための自動車教習所入所を許可する。
 - (ア) 入所が3学期の自宅学習期間開始日以降であること。
 - (イ) 教習等が登校すべき日にかからない日程であること。
 - (ウ) 教習所卒業後の本試験の受験は卒業式の翌日以降であること。

7. 携帯電話及び通信端末使用規定

携帯電話、スマートフォン等の通信端末についてはマナーを守って使用すること。特に以下のことを厳守

すること。

- (ア) 授業、HR時には使用しない。(電源を切っておく)。
- (イ) 試験中は電源を切り、鞆の中に入れておく。

8. その他

- (1) 不健全な盛り場・娯楽場・飲食店(喫茶店含む)等に立ち入らない。
- (2) 夜間の外出はひかえる。遅くとも午後10時までに家に帰るようにする。